令和８年度版

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
（住宅支援資金）貸付制度の手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問合せ先
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会
福祉資金部
〒２６０－８５０８　千葉県千葉市中央区千葉港４番５号
千葉県社会福祉センター５F
TEL.０４３－２４４－２９４５　FAX.０４３－２４５－９３３８
※申請後に、申請内容について上記電話番号等からお問い合わせする場合があります。

目次

１　ひとり親家庭住宅支援資金について……1

２　申請手続等について……2

３　貸付申請から貸付金交付までの流れ……4

４　貸付金交付からの流れ……5

５　返還猶予・返還免除の手続……6

６　返還することになった場合の手続……10

申請・届出等様式一覧……11

１　ひとり親家庭住宅支援資金について

この事業は、原則として、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けており、千葉県内で母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭住宅支援資金（以下「住宅支援資金」という。）を貸し付けるものです。

また、貸付決定時に就業していない方が住宅支援資金の貸付けを受けた日から１年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、１年間引き続き就業を継続した場合、返還債務の全部が免除されます。

※母子・父子自立支援プログラムの詳細については、市にお住まいの方は各市、町村にお住まいの方は管轄の健康福祉センターへお問い合わせください。

※「貸付けを受けた日」とは、「初回送金日を含む月の翌月初」を指します。

（１）実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

（２）貸付対象者

貸付対象者は次の**全てを満たす方**とします。

①千葉県内に住民登録をしており、賃貸住宅に居住している方（千葉市を除く）

②児童扶養手当を受給している方または、所得が児童扶養手当支給水準の方
（所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の水準を超えた場合であっても１年以内の方については対象となります。）

③プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

（３）貸付額と使途

貸付額	使　途
月額７０,０００円以内	原則１２か月の範囲内で入居している住宅の家賃実費分 （管理費・共益費を含む）

※敷金、礼金、住宅ローン等は含まれません。住居確保給付金等を受給している場合は、家賃実費額と公的給付等の差額が貸付上限額となります。

（４）貸付利子

無利子

ただし、返還となった場合に返還期限を過ぎると年３．０％の延滞利子を徴収します。

２　申請手続等について

（１）貸付けの申込み

プログラムの策定を受けた市または健康福祉センターに申請書と下記必要書類を揃えてお申し込みください。

【必要書類】

①ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（様式第１号－２）
②進達書（様式第３号－２）
③居住する住宅に係る契約書の写し等の家賃の金額が分かる書類
④プログラムの写し
⑤世帯全員の記載のある住民票（マイナンバーの記載がないもの、発行後３か月以内）
⑥申請者の顔写真付きの本人確認書類の写し
（運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート等）
⑦個人情報の取扱いについて（同意書）
⑧ひとり親家庭住宅支援資金収入支出一覧表（様式第３０号）
⑨ひとり親家庭住宅支援資金債務一覧表（様式第３１号）
⑩プログラム策定時の申請者の所得が分かる書類
⑪その他県社協会長が必要と認める書類等

※進達書（様式第３号－２）の「自治体意見」の欄には、プログラムの策定機関として、本申請が住宅支援資金の目的に沿っているかについてご記入ください。進達書（様式第３号－２）記載の内容も踏まえ、県社協が総合的に審査します。

（２）貸付けの決定

提出された書類を審査し貸付けの可否を決定いたします。
貸付決定の場合は県社協会長と申請者の間で貸付けに係る契約を締結します。

（３）貸付金の交付

会長が定めた日から四半期ごとに指定された口座へ貸付金を送金します。

（４）貸付契約の解除

次のいずれかに該当する場合に貸付契約を解除します。
①契約期間中に貸付契約の解除の申し出があったとき
②住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき
③借受人が死亡したとき

（５）貸付金の返還

借受人は次のいずれかに該当した場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）に、当該事由が生じた日の属する月の翌月から県社協が定める期間内に、一括又は月賦（原則として月額１万円以上）、半年賦により、県社協が指定した金融機関口座に返還する必要があります。
①貸付契約を解除されたとき

②貸付終了後１年が経過したとき
③借受人が貸付けの目的を達成できずに死亡し、又は心身の故障で業務に従事できなくなったとき

（６）返還の猶予

災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行の猶予を申請することができます。

（７）返還の免除

次のいずれかに該当する場合は、返還債務の履行の免除を申請することができます。

①貸付決定時に就業していない者が、住宅支援資金の貸付けを受けた日から１年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、１年間引き続き就業を継続した場合
②就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき
③その他死亡等により住宅支援資金の返還が困難と県社協会長が認めるとき

（８）届出義務

借受人は、返還免除もしくは返還完了するまでの間、必要な書類を県社協に提出しなければいけません。

必要書類に関しては、８ページの「申請・届出等様式一覧」をご参照のうえ提出してください。

※自発的な届出がない場合は、県社協から文書督促いたしますが、届出がない場合は貸付金の送金停止又は返還対象となりますので、ご注意ください。

（９）各種書類記入上の注意点

①訂正がある場合には、修正テープ等を使用せず、訂正箇所を二重線で引いて、申請書の捺印に用いた印鑑にて訂正印を押してください。
②各種書類を消せるボールペンで記入しないでください。
③各種書類には申込者（借受人）本人が署名・捺印してください。
※申請書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付けの可否を判断することができず審査保留となりますので、提出前によく確認をしてください。

３　貸付申請から貸付金交付までの流れ

貸付申請

該当する市又は健康福祉センターに申請書類を提出



審査及び貸付決定

（１）県社協が貸付けの可否を決定

（２）貸付けの可否を県社協から申請者に通知

①貸付決定の場合：貸付決定通知書（様式第５号－２）と借用証書（様式第７号－２）を送付

②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書（様式第６号－２）を送付



以下は貸付決定の場合

契　　約

貸付決定者は以下の書類を県社協に提出

・借用証書（様式第７号－２）

・印鑑登録証明書（発行後３か月以内）

・振込口座の情報が分かるものの写し



貸付金の交付

借用証書に記載された口座に貸付金を四半期ごとに送金

※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金できません

※一度貸付申請をされても、その後の手続について１カ月を超えて滞る場合には申請を取り下げたとみなすことがあります。

４　貸付金交付からの流れ

【求職活動している場合】　四半期ごとに提出

（１）住宅支援資金求職活動現況届（様式第２０号－２）
（２）求職活動を行ったことを証明する書類等の写し
※必要書類の提出がなされない場合は、貸付金の送金を停止し、契約解除する場合があります。

【プログラムに合致した就職・転職できた場合】

・住宅支援資金就業届（第１８号－２）
・労働条件通知書等雇用契約等の事実が確認できる書類
※必要書類の提出がなされない場合は、貸付金の送金を停止し、契約解除する場合があります。



四半期ごとに提出
・住宅支援資金就業現況届（様式第２１号－２）を提出
※必要書類の提出がなされない場合は、貸付金の送金を停止し、契約解除する場合があります。

【変更があった場合】

①氏名・住所・連絡先等に変更があったとき
⇒住宅支援資金氏名等変更届（様式第１６号－２）
②プログラムに変更があったとき
⇒母子・父子自立支援プログラム変更届（様式第２３号）
③家賃額変更・住居費用に関する他制度利用・変更があったとき
⇒住宅支援資金家賃額等変更届（様式第２４号）
④住宅支援資金貸付金額・期間に変更があったとき
⇒住宅支援資金貸付変更申請書（様式２５号）



申請や変更・届出内容を証明する書類等



貸付変更決定
④については、貸付金額・期間変更の可否を決定し、借受人へ通知

５　返還猶予・返還免除の手続

貸付けを受けた日から１年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得を見込まれる転職をし、引き続き就業している場合や災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還の猶予を申請することができます。

また、貸付けを受けた日から１年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、１年間引き続き就業を継続した場合、返還の免除を申請することができます。

【猶予の場合】

返還猶予申請

（１）住宅支援資金返還債務猶予申請書（様式第１１号－２）

（２）猶予を受けようとする事実を証明する書類等

※求職活動中の場合は、上記書類と併せて求職活動現況届（様式第２０号－２）を提出



返還猶予決定

返還猶予の可否を決定し、借受人に通知

【免除の場合】

返還免除申請（次のいずれかに該当する場合）

①原則として、貸付けを受けた日から１年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、１年間引き続き就業を継続した場合

②就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

③その他死亡等により住宅支援資金の返還が困難と県社協会長が認めるとき

［共通］住宅支援資金返還債務免除申請書（様式第１０号－２）

（１）就職・転職の場合　⇒　住宅支援資金就業現況届（様式第２１号－２）

（２）死亡・障害等の場合　⇒　住宅支援資金死亡届（様式第２２号－２）又は返還困難であることを証する書類



返還免除決定

返還免除の可否を決定し、借受人へ通知します。

また、返還免除決定の場合は借用証書（様式第７号－２）及び印鑑登録証明書を借受人に返却します。

「貸付けを受けた日」とは、「初回送金日を含む月の翌月初」を指します。
例えば、令和７年４月１０日に初回の送金があった場合は、「貸付けを受けた日」は令和７年５月１日です。
そのため、免除申請するためには、令和８年４月３０日までにプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、１年間引き続き就業を継続する必要があります。
初回送金日は、貸付決定後、借用証書の取り交わしを行った後一番近い送金日です。その後は、１月、４月、７月、１０月の２１日です。２１日が土日祝日の場合、直前の平日が送金日です。

（例１：貸付期間内に目標に合致した就職をした場合）
令和７年　３月２０日　貸付決定　（貸付期間は令和７年４月１日～令和８年３月３１日）
↓
令和７年　４月１０日　初回送金４～６月分（「貸付けを受けた日」は５月１日）
↓
令和７年　７月１０日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）等を提出
↓
令和７年　７月１８日　２回目送金７～９月分
↓
令和７年１０月　１日　目標に合致した就職　就業届（様式第１８号－２）等を提出
↓
令和７年１０月１０日　送金の約１週間前までに就業現況届（様式第２１号－２）を提出
↓
令和７年１０月２１日　３回目送金１０～１２月分
↓
令和８年　１月１４日　送金の約１週間前までに就業現況届（様式第２１号－２）を提出
↓
令和８年　１月２１日　４回目送金１～３月分
↓
令和８年　４月　１日　貸付期間が終了したので猶予申請（目標に合致した就職をしているため）
猶予申請書（様式第１１号－２）、就業現況届（様式第２１号－２）を提出
（猶予の期間は令和８年４月１日～令和８年９月３０日）
↓
令和８年　９月３０日　１年間就業を継続
↓
令和８年１０月　１日　免除申請　免除申請書（様式第１０号－２）、就業現況届（様式第２１号－２）を提出

（例２：貸付期間の翌日と目標に合致した就職をした日が同日の場合）

令和７年　４月　３日　貸付決定　（貸付期間は令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

↓

令和７年　４月２１日　初回送金４～６月分（「貸付けを受けた日」は５月１日）

↓

令和７年　７月１０日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）等を提出

↓

令和７年　７月１８日　２回目送金７～９月分

↓

令和７年１０月１０日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）を提出

↓

令和７年１０月２１日　３回目送金１０～１２月分

↓

令和８年　１月１４日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）を提出

↓

令和８年　１月２１日　４回目送金１～３月分

↓

令和８年　４月　１日　目標に合致した就職　就業届（様式第１８号－２）等を提出
貸付期間が終了したので猶予申請（目標に合致した就職をしているため）
猶予申請書(様式第１１号－２)、就業現況届(様式第２１号－２)を提出
（猶予の期間は令和８年４月１日～令和９年３月３１日）

↓

令和９年　３月３１日　１年間就業を継続

↓

令和９年　４月　１日　免除申請　免除申請書（様式第１０号－２)、就業現況届（様式第２１号－２）を提出

・貸付金交付中は四半期ごとに状況の確認をしてから貸付金を交付します。
・貸付金交付のタイミングで求職活動中の場合は、求職活動現況届（様式第２０号－２）とそれを証明する書類を提出してください。
・プログラムに合致した就職又は転職をした際は、貸付金交付のタイミングにかかわらず、すぐに就業届（様式第１８号－２）と雇用契約内容が分かる書類を提出してください。
・貸付金交付のタイミングで業務に従事している場合は、就業現況届（様式第２１号－２）を提出してください。
・貸付金交付後、猶予申請をする場合は、猶予申請書（様式第１１号－２)、就業現況届（様式第２１号－２）を提出してください。（災害・疾病等による猶予も申請できます。）

（例３：貸付期間経過後、貸付けを受けた日までに目標に合致した就職をした場合）
令和７年　４月　３日　貸付決定　（貸付期間は令和７年４月１日～令和８年３月３１日）
↓
令和７年　４月２１日　初回送金４～６月分（「貸付けを受けた日」は５月１日）
↓
令和７年　７月１０日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）等を提出
↓
令和７年　７月１８日　２回目送金７～９月分
↓
令和７年１０月１０日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）を提出
↓
令和７年１０月２１日　３回目送金１０～１２月分
↓
令和８年　１月１４日　送金の約１週間前までに求職活動現況届（様式第２０号－２）を提出
↓
令和８年　１月２１日　４回目送金１～３月分
↓
令和８年　４月　１日　貸付期間が終了したので猶予申請（求職活動中のため）
猶予申請書（様式第１１号－２）、求職活動現況届（様式第２０号－２）等を提出
（猶予の期間は令和８年４月１日～令和８年４月３０日）
※令和８年４月３０日までに就職又は転職をしないと返還のため
↓
令和８年　４月２０日　目標に合致した就職　就業届（様式第１８号－２）等を提出
猶予申請（目標に合致した就職をしているため）
猶予申請書(様式第１１号－２)、就業現況届(様式第２１号－２)を提出
（猶予の期間は令和８年４月２０日～令和９年４月１９日）
↓
令和９年　４月１９日　１年間就業を継続
↓
令和９年　４月２０日　免除申請　免除申請書（様式第１０号－２）、就業現況届（様式第２１号－２）を提出

（例３）について、貸付期間が終了した時点で就職はしていないが就職先は決定している場合（内定通知書等が出ている場合）、求職活動中での猶予申請は必要ありません。
目標に合致した就職を始めた後に、「プログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、引き続き業務を継続しているため」で猶予申請をしてください。

６　返還することになった場合の手続

貸付けを受けた日から１年が経過したとき等には、貸付金の全部又は一部を返還する必要があります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

３ページの「２　申請手続等について」（４）貸付契約の解除、（５）貸付金の返還の項目のいずれかに該当する場合

↓

返還の手続

借受人は県社協に以下の書類を提出

①住宅支援資金返還計画書（様式第１４号－２）

②返還理由が分かる書類

③住宅支援資金貸付契約解除届（様式第８号－２）※貸付契約の解除を希望するとき

※返還計画期間に関しては、借受人と返済できる金額を相談し決定

（月賦の場合、原則として月額１万円以上）

↓

返　　還

・県社協から返還決定通知を借受人に送付

・借受人は返還計画どおりに貸付金を返還

↓

返還完了

・貸付金の返還が完了したときには、県社協から借受人等に借用証書（様式第７号－２）等を返却

※最終返還期限を過ぎると年３．０％の延滞利子が発生します。

申請・届出等様式一覧

様式番号	様式名
様式第１号－２	ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書
様式第１号－２（記入例）	ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（記入例）
別紙	「ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて（同意書）
様式第３号－２	進達書
様式第５号－２	ひとり親家庭住宅支援資金貸付決定通知書
様式第６号－２	ひとり親家庭住宅支援資金貸付不承認通知書
様式第７号－２	ひとり親家庭住宅支援資金借用証書
様式第８号－２	ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除届
様式第９号－２	ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除通知書
様式第１０号－２	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務免除申請書
様式第１１号－２	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務猶予申請書
様式第１２号－２	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務免除決定通知書
様式第１３号－２	ひとり親家庭住宅支援資金返還債務猶予決定通知書
様式第１４号－２	ひとり親家庭住宅支援資金返還計画書
様式第１５号－２	ひとり親家庭住宅支援資金返還計画変更願
様式第１６号－２	ひとり親家庭住宅支援資金氏名等変更届
様式第１８号－２	ひとり親家庭住宅支援資金就業届
様式第１９号－２	ひとり親家庭住宅支援資金就業先変更届
様式第２０号－２	ひとり親家庭住宅支援資金求職活動現況届
様式第２１号－２	ひとり親家庭住宅支援資金就業現況届
様式第２２号－２	ひとり親家庭住宅支援資金死亡届
様式第２３号	母子・父子自立支援プログラム変更届
様式第２４号	ひとり親家庭住宅支援資金家賃額等変更届
様式第２５号	ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申請書
様式第２８号	ひとり親家庭住宅支援資金在学届
様式第３０号	ひとり親家庭住宅支援資金収入支出一覧表
様式第３１号	ひとり親家庭住宅支援資金債務一覧表

各様式のダウンロードは県社協ホームページから可能です。
下記の二次元コードから県社協ホームページでご確認ください。